

岩手県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東日本高速道路株式会社東北支社横手管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 和賀郡西和賀町越畑中及び秋田県横手市山内黒沢
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年8月7日から令和2年4月2日まで
- 3 実施する公共測量の種類 2級基準点測量4点